

IASB会議報告（第75回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第75回会議が、2008年1月22日から24日までの3日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。今回のIASB会議では、①収益認識、②金融商品（現行金融商品会計基準の置換）、③負債と資本の区分、④IAS第24号（関連当事者の開示）の改訂、⑤プットできる金融商品、⑥1株当たり利益、⑦IFRSの年次改善及び⑧国際財務報告基準解釈指針（IFRIC）の活動状況報告についての検討が行われた。教育セッションとして、保険会計が取り上げられ、北米保険企業グループ（GNAIE）の要請によってアーンスト・ヤングが作成したマージンに関する報告書の内容の解説及び意見交換が行われた。

IASB会議には理事13名が参加した（欠員の理事が1名）。本稿では、このうち、①から⑥までにに関する議論の内容を紹介する。

1. 収益認識

2007年11月から、今後公表予定のディスカッション・ペーパーで示す2つのモデル（測定モデルと顧客対価モデル）の検討が行われている。このうち、測定モデルの検討は、11月及び12月で終了し、顧客対価モデルについての議論が今月行われた。

今回の議論では、①顧客対価モデルの測定を中心とした特徴の検討及び②顧客対価モデルにおける履行義務と収益認識との関係が検討された。

(1)顧客対価モデルの特徴

ここでの議論の前提とされている契約は、顧客との間の強制力のある契約（enforceable contract）、すなわち、解約ができない契約である。

①契約時

契約時においては、企業が顧客に対して有している権利は、契約に記載されている契約対価の金額（顧客対価額）により測定される。

一方、この金額が、顧客に対する義務（履行義務の総額）とされ、財・サービスの個別の販売価格をベースにした比率によって、1つの販売契約を構成する個々の履行義務に配分される。この結果、契約時の履行義務の総額は顧客対価と同額となり、契約時に収益が認識されることはない。ただ、このアプローチには唯一の例外がある。それは、約定された財・サービスが、容易に観察可能な価格のある活発な市場で取引されている場合（金、石油その他の農産物のような場合）で、そのときには、当該観察可能価格が、これに対応する履行義務の測定に用いられ、販売価格をベースにした比率による配分の対象とはされない。そのため、顧客対価額から当該観察可能価格を差し引いた金額が、残りの個々の履行義務に対して配分されることになる。

②当初契約時以降

契約後、契約上の権利は、約定した対価の金額で測定されるが、貨幣の時間価値は調整される。契約上の権利の変動からは収益は生じない（収益は、履行義務の履行によってのみ生じる）。

一方、契約上の義務（履行義務）は、契約時にそれらに配分された顧客対価金額によって測定される。履行義務は、その契約から損失が生じると判断される場合を除き、再測定されない。このアプローチが採用している履行義務を顧客対価額によって測定するという考え方は、IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）で求めている非金融負債の測定基礎と整合していない。IAS第37号は、非金融負債を、報告日において当該義務を解消又は移転するために必要な金額によって測定することを求めているが、このアプローチでは、契約時以降赤字契約となる場合を除いて、契約時に決められた顧客対価額で測定される。

(2) 履行義務

顧客対価モデルでは、「収益は、財・サービスを顧客に提供するという履行義務の履行によってもたらされる契約上の権利の増加又は契約上の義務（又はそれらの組合せ）の減少である。」と定義され、さらに、ここで述べられている履行義務は、「顧客に経済的資源を引渡すという顧客との契約に存在している企業の強制力ある約束である。」と定義されている。この結果、履行義務の消滅により収益が生じることになるが、それは、次のような形を取ることになる。

- ・ 財の場合、企業が財に対する強制力のある権利（又はその他のアクセス）を移転し、顧客が財に対する当該権利（又はその他のアクセス）を取得するときである。
- ・ サービスの場合、企業によって遂行される活動が、顧客に対する即時の便益となるときである（何故なら、活動が顧客の経済的資源を強化するか、又は、活動が顧客のキャッシュの流入を生むか又はキャッシュの流出を減少させるためである。）

議論の結果、履行義務の識別に関する異なる見方及び履行義務を果たすタイミングを識別するために、さらなる設例を開発することがスタッフに指示された。

2. 金融商品

このプロジェクトは、金融商品に関する現行の会計基準を全面公正価値の採用（公正価値モデル）によって置き換えるという長期的なプロジェクトである。現行の金融商品に関する会計基準には、IAS第32号（金融商品：表示）、IAS第39号（金融商品：認識及び測定）及びIFRS第7号（金融商品：開示）があるが、これらの内容は、複雑であり、例外が多く、これらを簡素化し、さらに同様の会計基準を持つ米国会計基準とのコンバージェンスが達成されることも期待されている。このような状況を背景に、米国財務会計基

準審議会（FASB）とIASBが2006年2月に公表したMOU（“Roadmap for Convergence between IFRSs and USGAAP 2006-2008”という名称の覚書）の長期プロジェクトの1つとして、2008年の早い時期までにデュー・プロセス文書（ディスカッション・ペーパー）の公表が目標とされているものである。

現在準備されているディスカッション・ペーパー案（「金融商品に関する報告における複雑性の削減（reducing complexity in reporting financial instruments）」）では、背景説明の後、①現行金融商品会計基準の問題点及び可能な長期的な解決策を示した上で、②すべての金融商品に対して単一の測定方法を適用する長期的目的の可能性について検討を行い、さらに、③一気に単一の測定方法を採用することは現実的ではないとの認識の下で、長期的目標に向かって現行基準を漸進的に改善していくための中間的な解決策の可能性も検討している。

今回の会議では、2008年1月に開催された金融商品ワーキンググループで、このディスカッション・ペーパー案に対して行われた議論の内容が紹介された。今回は、報告が行われたのみで、暫定合意された事項はない。

3. 負債と資本の区分

このプロジェクトは、MOUに基づくFASBとの修正共同プロジェクト（modified joint project）である。修正共同プロジェクトとは、IASB又はFASBのいずれかが他方に先行して既にプロジェクトに着手している場合、先行する側がディスカッション・ペーパーなどを公表した際には、もう一方の側が当該ディスカッション・ペーパーを自らもディスカッション・ペーパーとして公表し、そして、ディスカッション・ペーパーのコメント締め切り時点以降にもう一方がプロジェクトに参加し、共同で公開草案及び最終基準を作成するというものである。

(1) 3つのアプローチ

FASBは、2007年11月に「資本の特徴を有する金融商品（Financial instruments with characteristics of equity）」という予備的見解を表明している。予備的見解の中では、主として次の3つのアプローチがあるとした上で、FASBとしては、基本的所有アプローチを支持することとして、本文の中で基本的所有アプローチの考え方が明記されている。残りの2つのアプローチは、付録として記述されている。

(a) 基本的所有アプローチ（basic ownership approach）

(b) 所有決済アプローチ（ownership-settlement approach）

(c) 期待結果再評価アプローチ（reassessed expected outcome approach）

予備的見解は、その名称が示すように、金融商品のうちどれを持分商品（equity instrument）として資本に区分するかに関する規準を示すものである。したがって、金融商品以外のも

のは扱っていない。

① 基本的所有アプローチ

基本的所有アプローチでは、基本的所有商品 (basic ownership instruments) のみが、資本として区分される。ある金融商品が基本的所有要素と負債又は資産の要素から構成される場合には、当該金融商品は、それらの要素に分解し、基本的所有要素のみが資本に区分される。ここで、基本的所有商品とは、当該金融商品を判定する日に発行者が清算されると仮定した場合、最劣後であり、かつ、高優先順位の請求権が支払われた後に残る残余資産に対する比例的請求権を持つものとされる。また、償還可能な金融商品であっても、償還額が発行体の純資産に対する持分と同じであり、かつ、高い優先順位を持つ請求者の請求権を減額するような償還が契約条項によって禁止されている場合には、基本的所有商品とすることができる。さらに、先物契約やデリバティブは、すべて負債又は資産として処理される。

② 所有決済アプローチ

所有決済アプローチでは、金融商品のリターン及び決済の有無に基づいて、金融商品を資本とそれ以外に区分することを原則としている。決済が求められないものや最劣後請求権を表象する金融商品は、資本に区分される。具体的には、次の3つのものは資本とされる。

(a) 基本的所有商品

(b) その他の無期限商品 (perpetual instruments) (多くの普通株式及びある種の優先株式のほか、強制償還又は保有者のオプションによる償還でのいずれも課されないコーラブル普通株式又は優先株式は無期限商品となる)

(c) 関連する基本的所有商品で決済される間接所有商品 (indirect ownership instruments) なお、間接所有商品は、①無期限商品ではなく、②条項が基本的所有商品の価格に対する価値に関連し、かつ、その公正価値が基本的所有商品の公正価値と同じ方向へ変化し、③(a)報告企業の基本的所有商品以外のものの市場価格あるいは(b)報告企業の事業を単に参照して計算又は測定される指標以外の価格指標、という要因のいずれかに基づく偶発的行使条項を含まない、という3つの特徴を持つものをいう。

③ 期待結果再評価アプローチ

期待結果再評価アプローチでは、金融商品を区分するため、当該金融商品の加重平均した帰結を用いる。所有決済アプローチと同様に、分類は、相手方のリターンの性質に基づくが、しかし、所有決済アプローチとは異なり、各報告日で帰結は再評価される。このため、金融商品の構成要素は定期的に再評価され、その変動は当期利益で認識されることになる。

(2) IASBのディスカッション・ペーパー

IASBは、MOUに基づき、FASBの予備的見解をIASBのディスカッション・ペーパーとして公表することを予定しており(2008年2月中の公表を目標としている)、そのため、IASB独自の質問事項を含めた「コメントのお願い」を作成することとしている。

「コメントのお願い」案では、①FASBの質問に加えてIASB独自の質問を追加し、さらに、②予備的見解に含まれている、さまざまな金融商品について、現行米国会計基準と上記3つのアプローチで資本と負債又は資産への区分がどのように異なるのかについての比較表に、さらに、現行IAS第32号との比較を加えた表を添付することになっている。このような「コメントのお願い」の内容については、2008年1月に開催された金融商品ワーキンググループの会合で検討されている。

今回の議論では、金融商品ワーキンググループの検討で指摘された問題も含め、「コメントのお願い」案についての議論が行われた。議論の結果、スタッフに対して、ディスカッション・ペーパーを準備することが指示された。ディスカッション・ペーパーは、FASBの予備的見解に、IASBの独自の質問やIAS第32号との比較表を添付した「コメントのお願い」を付けて公表される予定である。

4. IAS第24号（関連当事者の開示）の改訂

先月に引き続き問題となったのは、国営企業（state-controlled entity）の開示免除規定が十分かどうかという点であった。

①「問題の所在

公開草案には、国営企業間の取引の開示に関して、次のような開示免除規定がある（第17A項）。

「報告企業は、ある企業との関連において、パラグラフ17の開示要求から次の場合には免除される。

- (a) 当該ある企業が、報告企業が国によって支配されている又は重要な影響を受けており、かつ、当該企業が国によって支配されている又は重要な影響を受けているという理由のみで関連当事者である場合。
- (b) 報告企業が、当該企業に影響を及ぼしている、又は、当該企業によって影響されているという指標がないこと。」

そして、報告企業が、第17A項で示す指標に該当しない場合には、その旨を示し、第17A項による免除に該当しないときには、IAS第24号が求めるすべての開示をしなければならないとされている（第17E項）。

これらの規定の内容が、中国などのように、国営企業間の取引の多い国において十分機能するかどうかを巡って議論がある。

②これまでの暫定合意

これまでの議論では、次の点が暫定的に合意されている。

- (a) 次の場合には、開示免除規定は適用されない。
 - ・ 報告企業が、他の国営企業との取引に影響を及ぼしている、又は、当該企業が報告企業との取引に影響を与えている。

- ・ 報告企業が、当該企業の財務及び営業方針決定に影響を及ぼしている（すなわち参加している）、又は、当該企業が報告企業の財務及び営業方針決定に影響を及ぼしている。

(b) 取引が第三者間取引条件となっていなければ、開示免除規定は適用されない。それ以外の公開草案で示している指標（例えば、国による指示又は強制が存在し、関連当事者がある特定の方法で行動しなければならない場合には影響が存在しているかもしれないという指標）は、あくまでも指標であり、影響があることを断定的に示すものではない。また、ここでいう第三者間取引条件は、非関連当事者との間で行われた取引に適用されるであろう価格を含め、非関連当事者との間の取引と同じ条件が適用される場合をいうとされている。

③今回の議論

今回の議論では、これまでの暫定合意の内容が実務に適用できるかどうかについて、一部のボードメンバーから疑問が呈され、議論が行われた。特に、ほんのわずかな取引が第三者間取引条件でないことを理由に開示免除規定が適用されなくなるのでは、多数の国営企業が存在する国では、事実上開示免除規定の適用が不可能になるという懸念が示された。これらを受けて、スタッフに対し、この問題をさらに調査することが指示された。

5. プットできる金融商品

2007年12月の会議で、このプロジェクトに関する議論は終了し、最終基準に向けたドラフトを作成中であったが、その中で出てきた不明確な論点の明確化について議論された。

プットできる金融商品が資本とされるためには、①その保有者が清算時に純資産に対する比例持分をもつこと、②当該金融商品が他の区分の金融商品と比べて区分として最劣後であること、③最劣後とされた区分に属する金融商品がすべて同じ特徴を有すること、④発行者の現金又は他の金融資産で買い戻す又は償還するという契約上の義務のほか、当該金融商品が、現金又は金融資産を他の企業に引き渡すなどといった契約上の義務を有していないこと、及び、⑤当該金融商品の存続期間中に当該金融商品からのキャッシュ・フローとして期待されるものは、当該金融商品の存続期間中の企業の利益、認識された純資産の変動、又は、認識された又は未認識の純資産の公正価値の変動にほとんど依存していること、を満たす必要がされると規定されている。

今回、このうち⑤に関して、「当該金融商品の存続期間中の企業の利益、認識された純資産の変動、又は、認識された又は未認識の純資産の公正価値の変動にほとんど依存していなければならない」のは、どのようなキャッシュ・フローかについて2つの解釈があることが判明し、いずれにするかが議論された。議論の結果、そのようなキャッシュ・フローは、「個々」のプットできる金融商品のその存続期間中に期待されるキャッシュ・フローであ

り、プットできる金融商品の「区分全体」のそれらの存続期間中に期待されるキャッシュ・フローではないことが明確にされた。

6. 1株当たり利益

1株当たり利益の計算に関してIAS第33号（1株当たり利益）と米国財務会計基準書第128号（1株当たり利益）の金庫株方式の改善を図るコンバージェンスプロジェクトが進行している。今回は、ほぼ議論が終了し、これまでの改訂点についてのまとめを議論した。これまでの合意の主要論点は次のとおりである。スタッフは、公開草案の作成に取り掛かることとなった。

- (a) 基本1株当たり利益（EPS）の計算に当たり、偶発発行株式（contingent issuable shares）は、①現時点で権利行使可能又は転換可能か、又は、②普通株式と一緒に利益に参加できる場合に限り、偶発発行株式を基本EPSに反映する。なお、この際、時の経過によってのみ発行可能となる株式は、偶発発行株式ではない（時の経過は確実なものであり、偶発的でないため）。
- (b) 希薄化EPSの計算に当たり、オプションやワラントの行使によって「受領される金額（assumed proceeds）」の定義を変更し、権利行使や決済によって消滅する負債の簿価も「金庫株方式」における「受領される金額」に含めることとした。同様の取扱いを、売建プットオプションや先渡購入契約のような自己株式を買い戻す契約にも適用する。
- (c) 希薄化EPSの計算に当たり、オプションやワラントなど、IAS第39号（金融商品：認識及び測定）に従って公正価値で測定されその変動は損益で認識されているものに対しては、分母の計算に調整を行わない、すなわち、金融負債として公正価値で測定されているオプションやワラントを希薄化計算から除外するという公正価値法（fair value method）を採用する。この方法を、IFRS第2号の株式報酬制度の下で、負債として認識され、市場価格を基にして計算されるものにも適用することが合意されている。
- (d) IAS第33号が認めている2種方式（two-class method）が適用されるのは、参加型持分商品及び2つの種類の普通株式がある場合に限られている。この扱いを改訂して、負債として認識されているか資本として認識されているかにかかわらず、すべての参加型持分商品を2種方式の対象とする。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。